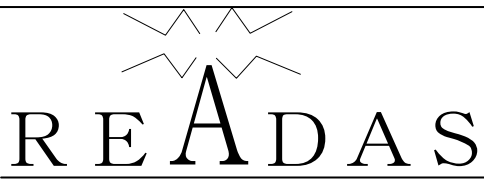


第 4670 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月18日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

光ディスクによる支払調書の提出が義務化に

Q：光ディスクによる支払調書の提出が義務化されるそうですが、どのようになっているのですか？

A：前々年の支払調書の枚数が1,000枚以上の場合は光ディスク等又はe-Taxにより支払調書を提出しなければなりません。

【解説】

支払調書の提出は、平成23年の税制改正で、平成26年1月1日以降、前々年の提出すべきであった支払調書の枚数が1,000枚以上であった場合は、光ディスク等又はe-Taxにより支払調書を提出しなければならないこととなっています。この場合の枚数が1,000枚以上かどうかは、支払調書の種類ごとに判定します。

また、提出義務の判定は、提出義務者ごとに判定しますので、たとえば、支店等が個別に支払調書を提出している場合は、それぞれの支店等ごとに判定することになります。

また同様に、給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票の光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務付けられた年分については、平成26年1月1日以降に市町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についても、光ディスク等又はeL-Taxによる提出が義務付けられていますので、注意しておいてください。

なお、前々年の支払調書の提出枚数が1,000枚未満の事業者でも、光ディスク等により提出することにつき、所轄の税務署長の承認を受ければ光ディスク等によって提出することが認められることになっています。

